



1. 「エチュード」ってナニ?

皆さんはじめまして。今月から本稿を担当することになった知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。隔月で連載していきますので、よろしくお願いします。

さて、この「知財マスターへのエチュード」では、これまで知的財産には縁がなかったけれど、きっと何かのきっかけでこのステージに立たれたのであろう知財ビギナーの皆さんが、この世界の「名演奏家」として知財の名曲たちを軽く弾きこなしていけるように、「練習曲」を提供していきたいと考えています。

本来ならば、複雑で交響曲のように重厚な知的財産に関する判例・事件・トピックを、簡単に明瞭な練習曲のようにアレンジしてお届けするのが本稿の基本コンセプトです。

しかし、いくら練習曲でも「楽譜」が読めなければ演奏できません。そこでLesson 1では、知財の楽譜ともいえるべき「判例」について、その読み方のポイントなどを伝授します。

2. 「判例」ってナニ?

早速ですが、「判例」は知的財産に限らず、法律の世界ではよく耳にする用語です。しかし、そもそも判例とは何でしょうか?

一般に判例とは、これ以降の基準となる先例として位置づけられる判決のことをいいます。

もちろん、日本には多くの裁判所があり、日々多くの判決が下されていますが、「判例」に位置づけられる判決とはどのようなもののでしょうか?

通常、判例とは、最上級の裁判所である最高裁判所の判決のことであって、「最高裁判所判例集」に収録された判決のことをいいます。

もっとも、高等裁判所や地方裁判所といった下級裁判所の判決が判例として位置づけられることが全くないというわけではありません。

以上をまとめると、下級裁判所よりも上級裁判所の判決が、1回だけ示された判決よりも何回も繰り返し確認された判決のほうが判例としての位置づけが高いといえるでしょう。

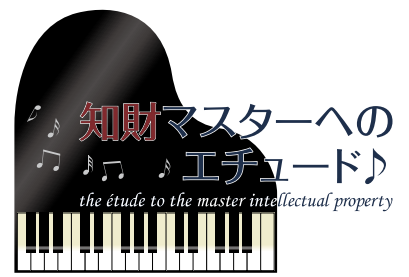
次に、判例の果たしている「役割」について解説します。例えば、Xという事件についてAという条文を解釈適用してYという判決が下され、判決Yが判例として位置づけられたならば、その後にX'という類似の事件が起きた場合、条文Aを判決Yと同様に解釈適用して、類似の判決Y'が下されることになるでしょう。

もう少し詳しく解説します。実は判例には2つの大きな役割があります。

- ① 判例によって、どのような行為をすれば、どのような結果になるのかを予測することができる。

例えば、人間を手術する方法のような“医療行為に関する発明”には特許を与えないとした特許庁の判断を支持した判例が存在します(東京高等裁判所平成14年4月11日判決)。

ということは、私たちが医療行為についてどんなに頑張っても、特許を取得するのは難しいという結果を予測できるのです。知財実務者にとって、判例が重要だといわれる理由の一つがコレです。そして……、



② 判例によって、条文の持つ意味内容が具体的に明らかになる。

これはどういう意味かという、例えば、特許を取得するには、さまざまな要件を満たさなければなりません。そのうちの一つに「産業上利用することができる発明」でなければならぬという要件があります（特許法29条1項柱書）。

しかし、「産業上利用することができる発明」とは具体的に何でしょう？

条文を読んだだけではチンプンカンプンで、『法令集』をいくら読んでも、具体的な答えは出てきません。

ここで、「判例」の登場です。

先ほど述べたように、医療行為に関する発明は、産業上利用することができる発明には当たらないと判断した判例がありましたね。

そうすると、産業上利用することができる発明には、少なくとも医療行為に関する発明は含まれないのだという条文の持つ意味内容が具体的に明らかになるわけです。これも判例が重要だといわれる理由です。

つまり、判例を理解すれば、「結果」を予測できる。また、条文の具体的な「意味」が分かる……。

さあ、どうですか？ もう、判例を利用しない手はないですよ。

灰色にくすんでいた判例を読む意義が急にバラ色に輝いてきたような気がしませんか！（無理やり？）

3. 知財訴訟の「流れ」♪

とはいうものの、知財ビギナーにとって判例は取っ付きにくいものです。いくつか原因が考えられますが、まずは訴訟の「流れ」がイマイチ分かりづらいことが挙げられるでしょう。

日本の裁判は、大まかに「民事裁判」「行政裁判」「刑事裁判」の3種類がありますが、今回は最も多くの判例がある民事裁判を例に挙げて訴訟の流れをごく簡単にお話ししたいと思います。

例えば、X社が、爪先部分の布地を二重にすることで爪先に穴が開きにくい靴下αの発明について特許権Aを取得していました（実際にはこの内容での特許取得は無理でしょうが……）。

ところが、X社のライバル企業であるY社が、靴下全体の布地を二重にして靴下全体に穴が開きにくい靴下α'を製造し、販売を開始しました。

これを知ったX社は、靴下α'が自社の特許権Aを侵害するものと考え、とにかくY社との間で話し合いの場を設けようとしたのですが、Y社は一向に話し合いに応じません。

X社は、このままでは埒が明かないので、Y社に対して、特許権Aに基づいて、靴下α'の製造および販売をやめること、X社の被った損害を賠償することを求めて、裁判所に訴訟を提起することにしました。

X社（原告）vs Y社（被告）の訴訟の流れは下図のとおり。各段階について簡単に説明していきましょう。

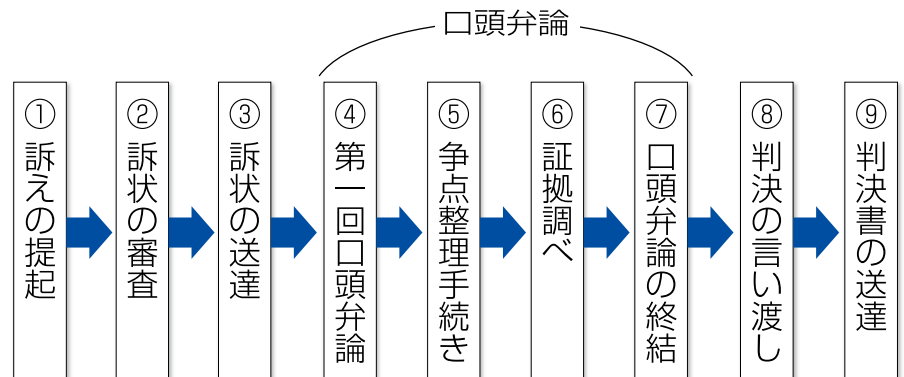
① 訴えの提起

X社は、裁判所に訴状を提出することにより、訴えを提起します。

② 訴状の審査

裁判所は、X社の訴状が形式にのっけているか否かを点検します。

民事訴訟の流れ



③ 訴状の送達

裁判所は、Y社に対して、X社が提出した訴状の副本と第一回口頭弁論の呼び出し状を送ります。

④ 第一回口頭弁論

裁判所において、X社が訴状を読み上げるとともに、Y社も答弁書を読み上げます。

⑤ 争点整理手続き

裁判所は、X社とY社が何を争っているのか、X社とY社にはそれぞれどんな証拠があるのかを整理します。

⑥ 証拠調べ

裁判所は、X社とY社から提出された証拠の取り調べ、関係者の尋問、鑑定意見の聴取などを執り行います。

⑦ 口頭弁論の終結

裁判所は、X社とY社の主張と立証が十分に行われ、判決を下せる状態になった場合、口頭弁論を終了し、判決を言い渡す期日を指定します。

⑧ 判決の言い渡し

裁判所が、判決の言い渡しを行うことで、判決に効力が生じます。

⑨ 判決書の送達

裁判所が、X社とY社に判決書を送達します。これにて裁判所におけるX社 vs Y社の訴訟は終了です。

さて、裁判所は一体どのような判決を下したのでしょうか？ 気になって夜も眠れなくなりそうですが、それはさて置き、民事訴訟の「流れ」は、だいたい以上のような流れになります。

4. 判決文の構成

さて、知財ビギナーが、判例に取り付きにくい2つ目の原因として、判決文の「構成」がイマイチ分かりづらいことも挙げられるでしょう。

しかし、判決文の基本的な構成パターンを覚えてしまえば、あとは応用ですから、どんなに長文で難解な判決文でも難なく読みこなせるはずです。それでは、先ほどの「二重靴下特許侵害事件」の判決文で解説していきます。

主文	
1	被告は、靴下α'の製造および販売を行ってはならない。
2	被告は、原告に対し、金1000万円を支払え。
3	訴訟費用は、被告の負担とする。

「主文」とは、訴えに対する裁判所の受け答えの結論のことです。

事実及び理由	
第1 請求	
主文と同旨	

「事実」とは、原告の請求を記載するとともに、主文が正当であることを示すのに必要な原告と被告の主張の要点のことです。

「理由」とは、事実について裁判所が抱いた心証と法律を適用することで、どのように主文の結論を導いたのか、そのプロセスを述べたものです。

「請求」とは、原告が裁判所に審理判断を求める権利主張のことです。

どうやらX社は、主文と同じ内容の権利主張を行い、その主張が全面的に認められたようです（ほっ♥）。

第2 事案の概要

本件は、原告が特許権Aに基づいて、被告Yに対し、靴下α'の製造および販売の差し止め、ならびに損害賠償を求めた事案である。

1 争いのない事実

原告は、平成〇年〇月〇日以降、特許権Aを保有している。

被告は、平成〇年〇月〇日以降、靴下α'の製造および販売を行っている。

2 争点

靴下α'は、特許権Aの権利範囲に含まれるかどうか。

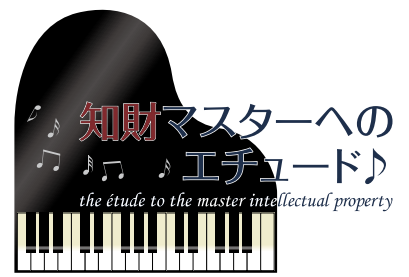
(被告の主張)

靴下α'は、靴下全体の布地を二重にすることで、靴下全体に穴が開きにくくなったものであるから、特許権Aの権利範囲には含まれない。

(原告の主張)

靴下全体の布地が二重であれば、爪先の布地も二重であり、また、よって、靴下全体に穴が開きにくくなったのであれば、爪先も穴が開きにくい。靴下α'は、特許権Aの権利範囲に含まれる。

「事案の概要」では、裁判所が原告と被告の間に争いのある点と争いのない点を整理し、事実関係を整理していきます。



第3 争点に対する判断

- 1 特許権の侵害とは、特許発明を第三者が製造・販売等することをいう。
- 2 原告は、平成〇年〇月〇日以降、特許権Aを保有しており、被告は、平成〇年〇月〇日以降、靴下 α' の製造および販売を行っていることには、当事者間に争いはない。
- 3 また、証拠によれば、靴下 α' は、靴下全体の布地が二重であることが認められる。
- 4 靴下全体の布地が二重であれば、靴下の一部である爪先の布地も二重であることが認められ、靴下全体に穴が開きにくければ、靴下の一部である爪先も同様であることが認められる。したがって、靴下 α' は、特許権Aの権利範囲に含まれる。
- 5 以上より、原告の主張は理由があるからこれを認め、訴訟費用の負担については民事訴訟法を適用して、主文のとおり判決する。

「争点に対する判断」では、原告と被告が争っている事柄について、裁判所がどのように判断して結論に至ったのかを示しています。

ここまで、よろしいでしょうか？

「だったら、踵を二重にしたら……」
といったことは、鋭い指摘ですが、考えないでください(笑)。あくまでも、判決文の「構造」をご理解いただくためのフィクションにすぎません。

5. 読みこなすポイントと実務

それでは、分かりにくい判決文を分かりやすく読むために、①～③のポイントについてお話ししましょう。

- ① どういった事柄について判断された判決なのか、まずは、その訴訟の「争点」をしっかりと把握すること。

先ほどの「二重靴下特許侵害事件」の争点は、靴下 α' が特許権Aの権利範囲に含まれるかどうかでした。

- ② 「法的三段論法」を念頭に置いて判決文を読むこと。

そもそも判決とは、「規範定立」→「当てはめ」→「結論」の順序で書かれているのです。

「二重靴下特許侵害事件」の「規範」とは、特許権の侵害とは何かの定義、「当てはめ」は、Y社が特許権Aの権利範囲に含まれる靴下 α' を製造・販売していること、「結論」はY社による靴下 α' の製造・販売が特許権Aを侵害することだったわけです。

- ③ 判決文のどこに「先例的な意義」、つまり、「判例」となる要素があるのかを探ること。

これは少し高度なテクニックですが、従来の判決と同様の枠組みで判断している判決なのか、それとも従来の判決とは異なる枠組みで判断しているのか検討してみましょう。

もし後者であれば、皆さんが新たな「判例」を見いだしたことになります。

それでは、判例を知的財産の実務にどのように活かしていくことができるのか——。皆さんが、知的財産の実務において法律的に分からないことがあったとき、もし、条文にハッキリとした答えがなければ、ぜひ、類似事件の判例を探してみてください。

これまでに蓄積されてきた判例の中に、類似事件の判例が全くないはずはありません。これを見つければ、答えが出たのも同然です。実務において、これからとるべき行動の「指針」を手に入れたことになるからです。

それでは、どうやって類似事件の判例を見つけるか——、その具体的な手法も本稿で解説していく予定です。

それから、「判決文は理解するのが難しい！」という根本的な問題があります。これにはある程度の慣れが必要ですが、難解な判決文を理解するテクニックも本稿で紹介していきます。

それでは今回の「判例の読み方」のレッスンはここまでしておきましょう。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

鈴木・中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。幅広く知的財産の実務に携わり、専修大学、神奈川大学では講師も務める。知財実務のビギナーに起こりがちな「知財アレルギー」の払拭を目的に本稿を執筆。趣味は、ピアノ、歴史探訪、鉄道旅行。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ Tel.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp